

特集 (p2-6)

介護予防・日常生活支援

総合事業

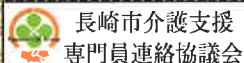
● 事業の目的

● 事業の概要

- ▶ 介護予防生活支援サービスについて
- ▶ 一般介護予防事業について
- ▶ 介護予防ケアマネジメントについて

贈る言葉 (巻頭・6P)**会長より (p1)****副会長より (p6)****その他**

- ☐ ケアマネかわら版 (p7)
- ☐ トピックス (p8)
- ☐ 事務局便り (p8)
- ☐ 役員紹介 (p8)

長崎市介護支援
専門員連絡協議会新たな宣伝活動に活用
してみませんか!!

● 料 金 ●

3ヶ月 ¥7500~
(長期契約にて割引有り)

● 申込連絡先 ●

Tel (095) 848-2230
協議会事務局(担当: 緒方)<http://www.cmchanpon.net>**バナー
広告募集****“介護支援専門員誕生からの16年を振り返って”**

長崎市介護支援専門員連絡協議会

会長 榎本 哲子

平成12年4月、介護保険制度施行が施行され、介護支援専門員（以下ケアマネ）が誕生しました。

制度の移行期は、これまでの生活レベルを後退させないよう、利用していたサービスを介護保険サービスとして継続利用できるよう支援することが第一とされました。計画書2票は右から左へ向かって作成し、担当者数の制限は無く、月末には100名ほどの利用票を持って利用者宅を訪問していました。この頃の実務研修といえば職能5団体のアセスメントツールの説明が大半。基礎職経験5年以上といってもケアマネジメントプロセスを習熟している職種は少なく、殆どのケアマネはケアマネジメントの理解も不十分なまま計画書を作成していたように思います。

平成15年「介護サービス計画書作成の基本的な考え方」が出版されました。そこには介護保険の保険給付が現金給付だったらケアマネジメントは無くケアマネの誕生はなかった。介護保険制度の目的である「自立支援」のためにケアマネジメントが導入されケアマネが誕生した。そして「自立とは可能な限りできる範囲で、可能な限り自分らしい生活を営むこと、自分の人生に主体的・積極的に参画し自分の人生を自分自身で創っていくこと」、それを支援することが「自立支援」とありました。そしてケアマネが「介護保険制度の要」とされるのは、自立支援という介護保険制度の目的を達成できるか否がケアマネにかかっているからだ。目から鱗が落ちていく本でした。その後現在の介護支援専門員実務研修テキスト初版が出版されました。平成18年の主任介護支援専門員の創設や介護支援専門員の更新制が導入され、合わせて研修要綱も改正され、ケアマネジメントプロセスの習熟等も広がってきたように思います。しかし平成23年「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会」が設置され、ケアマネに対する厳しい評価も出されました。ケアマネ不要論を唱える学者もいます。しかしケアマネジメントは「サービスを適切に利用することによって、その人らしく安定した生活が維持できるようケア体制を支援し、生活を見守り続ける活動」で、まずは「ケアマネが居ることで安心して自分らしく生きられるという実感につながる

こと」が優先されると考えると、そんなに批判を受けないといけなのかなと思います。今年2月4日の在宅ケアに関するシンポジウムでは「自宅で暮したいという母の思いをケアマネージャーが大切に受け止めてくれた。そのケアマネージャーとの出会いが在宅生活を大きく変えた」「ケアマネージャーを中心に様々な人たちとの連携の輪が広がり支援体制できた」等と感謝の言葉で発表してくださるご利用者家族がいました。ケアマネであることにほこりを覚えた時間でした。

そして多くのケアマネがこうした活動を地道に行っています。ただ、指摘されているような自立支援の視点や予後予測、医療連携の弱さ是否定できないところです。

今年度「地域包括ケアシステムを実現するために、そのシステムの中で医療職を始めとする多職種と連携・協働しながら利用者の尊厳を旨とした自立支援のケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため介護支援専門員研修制度の見直し」が実行されます。時間も延長されました。これまで培ってきた強さはさらに伸ばしながら、弱さにチャレンジしたいと思います。

協議会発足当初から役員をさせていただきました。
この経験を通して様々な糧をいただきました。これからは
一会員として協議会発展に貢献できればと思います。

本当にありがとうございました。

協議会の“礎”を担い、今日まで、盛り上げていただきました。

本当に**お疲れ様でした。****感謝**

介護予防・日常生活支援

総合事業

平成27年度より、介護保険制度改定により、新たな「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」がスタートしております。地域への権限移譲も含め、地域包括ケアシステム構築において、重要な役割を持つ事業であり、新事業の移行に至るまでに、経過措置が設けられ、長崎市では、経過措置の期限でもある、来年度からスタートとなります。

今回の特集では、現行の事業からどのように新事業として、移行するのか国のガイドラインをもとにまとめましたので、その内容を紹介します。

文責 和田公一

事業の目的

総合事業は、地域包括ケアシステムの5つの視点の「介護予防」「生活支援」の部分となり、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものであります。

要支援者等については、掃除や買い物などの生活行為（IADL）の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為（ADL）は自立している者が少なくない。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されています。

地域包括ケアシステムの5つの視点



事業の概要

(1) 事業の全体像について

総合事業の全体像は、①今までの予防給付対象であった、通所介護と訪問介護が、新たに地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行。また、②現行の事業である一次予防事業と2次予防事業も、①と合わせて再編され、③介護予防・生活支援サービス事業と④一般介護予防事業の大きく二つの事業となり、③と④が「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」となります。

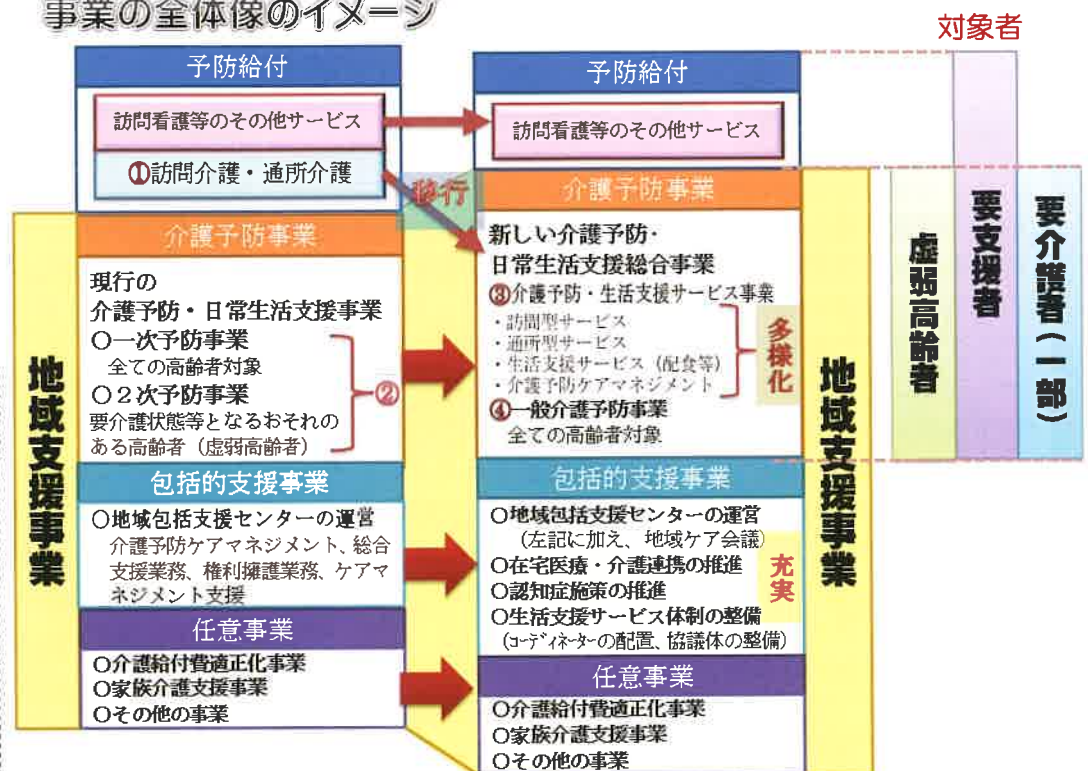
(2) 対象者について

③介護予防・生活支援サービス事業の対象者については、現行の要支援者に相当する者ではありますが、要支援認定を受けずに基本チェックリストを用いた形で、事業利用が必要と判断された場合の方でも利用ができます。④については、全ての高齢者が利用できることとなります。しかし、予防給付に残る「介護予防訪問看護等のその他サービス」についてのサービス利用が必要な場合は、引き続き要支援認定を受けた方が利用対象となります。

※対象者を含む全体のイメージは左図を参照

①第2号被保険者については、16の特定疾病の何れかが起因して要介護状態等になることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施することではなく、要介護認定申請を行う。

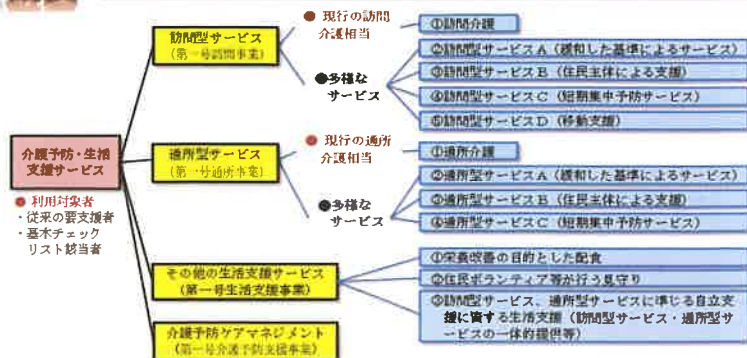
事業の全体像のイメージ



介護予防・生活支援サービス事業の概要

- 介護予防・生活支援サービス事業は4つの第1号事業からなる。

- (1)訪問型サービス (第1号訪問事業)
- (2)通所型サービス事業 (第1号通所事業)
- (3)その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)
- (4)介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)



次に以上の各事業が、多様なサービス類型にわかれ、構成されております。

- 各事業の多様なサービスの構成

- (1)訪問型サービス、(2)通所型サービス：多様化され現行の予防給付と同様サービスの訪問介護、通所介護と、基準等が緩和された、訪問型が(A),(B),(C),(D)の4種、通所型が(A),(B),(C)の3種と、多様なサービス類型。
- (3)その他の生活支援サービス：被保険者の地域における自立した日常生活の支援の事業として3つのサービス類型。
- (4)介護予防ケアマネジメント：要支援等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントの部分。

以上の事業の基本となる構成により、地域の実情に応じた、独自のサービスシステムの構築が必要となってきます。

一般介護予防事業の概要

市町村独自の財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく（よって、対象者は全ての高齢者）、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい、役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的として、総合事業に位置付けるものである。

- ◆一般介護予防事業の内容 ◆ ※この事業は以下の事業から構成される。

事業	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う
(新)地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業における各事業の概要

介護予防・生活支援サービス事業において、前述にあるように4つの第1号事業があり、それぞれに多様なサービス類型に分かれ全体が構成されています。

- 細かいサービス類型に分かれている目的

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要となります。よって、地域の実情に合わせた独自性を高めていくために、細かいサービス類型に分かれています。

では、各事業のサービス類型について、基準等も含めサービス内容について、典型的な例として説明します。

(1)訪問型サービス

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなります。
- 多様なサービスについては、雇用保険者が行う緩和した基準によるサービスと住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、また、移動支援となります。※表1:典型例は次のページの表を参照

表1 訪問型サービスの類権とその概要 ※1(想定): 予想される考え方であるため、実際の事業開始時の要件等、相違の可能性あり

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準による)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD
サービス内容 ※1(想定)	現行の予防訪問介護と同様、身体介護、生活援助を訪問介護員に専門職により提供	専門職等の人員要件を緩和し、専門職による支援の必要性の低い生活援助を中心としたサービスを提供 ※身体介護は対象外	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等 閉じこもり、認知症やうつ等の恐れがある等、心身の状況等により、通所サービスの利用が困難である方に、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上等のプログラムを提供	移送前後の生活支援 ※介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援
利用対象者サービス提供の考え方 ※1(想定)	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービス利用を促進していくことが重要。	○買物、調理、掃除など必ずしも専門的な支援が必要なものではないケース (例) 認知機能は問題なくADL、IADLはほぼ自立しているが、腰痛や膝痛、筋力低下の重いものが持てない、しゃがむ姿勢が困難、長時間の立位が困難な者	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の利用を促進	○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL、IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※現行の2次予防事業と同等のサービス	※訪問型Bサービスに準ずる。
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	保険者が直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者 ※1(想定)	現行の指定介護予防事業所(みなし指定)	指定介護予防事業所(みなし指定)、シルバー人材センター、NPO、協同組合、民間事業者等	ボランティア主体	理学療法士、作業療法士、保健師等(必要に応じて、管理栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士等)	

(2)通所型サービス

●通所型サービスは、現行の介護予防通所介護に相当するもの(通所介護事業者の従事者によるサービス)と、それ以外の多様なサービスからなります。

●多様なサービスについては、雇用保険者が行う緩和した基準によるサービスと住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスとなります。※表2: 典型例は以下の表を参照

表2 通所型サービスの類権とその概要 ※1(想定): 予想される考え方であるため、実際の事業開始時の要件等、相違の可能性あり

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス	
サービス種別	①通所介護 (現行相当のサービス)	②通所型サービスA (緩和した基準による)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
利用対象者サービス提供の考え方 ※1(想定)	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース (例) ・認知症の進行等による家族の負担が大きく、長時間の利用が必要な者 ・転倒の危険性が高い者 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	OADL、IADLはほぼ自立しているが、継続参加することで状態が維持できると思われるケース	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース (例) ・骨、関節疾患あるいは、肺炎等、一時的な体調の悪化により、廃用化が進行し、ADL・IADLが著しく低下している者 ・退院直後等リハビリが必要な者 ※3～6ヶ月の短期間で行う。 ※現行の2次予防事業と同等のサービス
送迎 ※1(想定)	自宅からデイサービスの間の送迎を行うことを基本とする。	送迎あり(事業所によっては行わないこともある)	送迎なし	送迎あり(事業所によっては行わないこともある)
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	保険者が直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者 ※1(想定)	現行の指定介護予防事業所(みなし指定)	指定介護予防事業所(みなし指定)、スポーツジム、NPO、スイミングクラブ、民間事業者等	ボランティア主体	保険・医療の専門職、指定介護予防事業所(みなし指定)

(3)その他生活支援サービス

被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための事業であり、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果が認められるものとして厚生労働省令で定めるもので、以下の3つのサービスとなり、市場におけるサービス提供の活用を補足するものとして提供するものであります。

サービスの 内容と種類	①配食：栄養改善を目的とした配食や1人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食	②定期的な安否確認及び緊急時の対応	③その他、訪問型サービス、通所型サービスに準じる生活支援であって、地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援
サービス提供者	NPO法人、民間事業者等	住民、ボランティア等	

介護予防ケアマネジメントの概要

介護予防マネジメントは、現行のケアマネジメント業務を基本とし、ケアマネジメントを行っていくこととなりますが、利用者の状態像に応じたサービス利用となり、それぞれにケアマネジメントの実施方法が異なってきます。利用者の状態像に応じたケアマネジメントを行うためには、基本チェックリストを活用し実態把握を行っていくこととなります。(※左の図は全体のサービス利用から状態像に応じたケアマネジメントの一連の流れとなります)

<基本チェックリストの活用と留意事項>

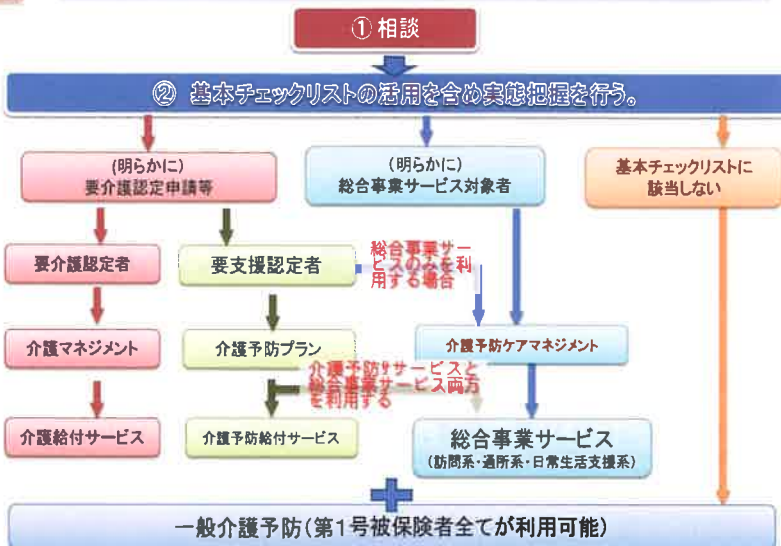
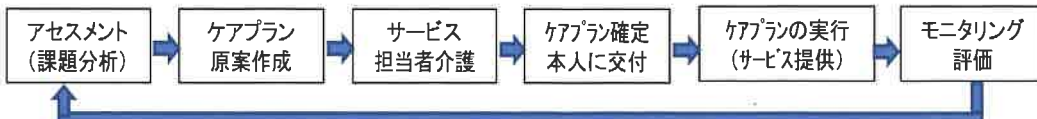
- 従来のような二次予防事業対象者の把握のためという活用方法ではなく、相談窓口において、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービス事業で利用できるような本人の状況を確認するツールとして用います。
- 要支援認定を受け、通所訪問型サービス以外の介護予防訪問看護等のサービス利用を受ける際は、介護予防プランによりケアマネジメントを行います。
- 介護予防マネジメントでは、利用者本人や家族との面接にて基本チェックリストの内容をアセスメントによって、更に深め、利用者の状況や希望等も踏まえ自立支援に向けたケアプランを作成し、サービス利用につなげていきます。

介護予防ケアマネジメント類型

介護予防マネジメントでは、高齢者の自立支援を考えながら、利用者や目標やその達成のための具体策を共有し、利用者が介護予防の取組を自分の生活に取り入れ、自分で評価し、実施できるよう支援することが求められます。そのために、状態像に応じたマネジメントを実施することができ、従来からの原則的なケアマネジメントプロセスに沿ったうえで、典型例として以下のような類型が想定されています。

類型	該当の内容（想定）	ケアマネジメントのプロセスの内容	
① A型	原則的な介護予防ケアマネジメント ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合	アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意	⇒ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 ⇒サービス利用開始 ⇒モニタリング【給付管理】
② B型	簡略化した介護予防ケアマネジメント ・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合（指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等）	アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒利用者への説明・同意	⇒ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 ⇒サービス利用開始 (⇒モニタリング【適宜】)
③ C型	初回のみ介護予防ケアマネジメント ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 (※必要に応じ、その後の状況把握を実施)	アセスメント ⇒ケアマネジメント結果案作成 ⇒利用者への説明・同意 ⇒利用するサービス提供者等への説明・送付	⇒サービス利用開始 ※「介護予防手帳」の利用を想定

※ケアマネジメントのプロセス



参考「介護予防手帳」とは？

「③C型の初回のみ介護予防ケアマネジメント」を行う際に、セルフケアマネジメントを推進していくためのツールとして、介護予防手帳を活用します。

イメージとして、妊娠した人がもらう「母子健康手帳」のように、身体が衰え始めた高齢者に配られ、健康を保つ取組を自ら行える機能が残っている人など、相対的に状態の軽い高齢者を主なターゲットにしたものです。

・・・目次・・・

1.地域内の活動場所
(1)働きたい
(2)地域に貢献したい
(3)趣味を楽しみたい
(4)身体を動かしたい
(5)学びたい
(6)交流したい

3.「介護予防手帳～私のプラン～」の活用方法
(1)「介護予防手帳～私のプラン～」の構成
(2)「介護予防手帳～私のプラン～」の活用の流れ
(3)手帳の説明・記入方法について
①していることや趣味の確認
②私のプラン
③活動記録
④介護支援ボランティアポイント

市町村名
介護予防手帳

※介護手帳の表紙

贈る言葉 副会長より

介護支援専門員へエール

長崎市介護支援専門員連絡協議会

副会長 神村紀行

4月14日に起こった熊本地震。26日現在、死亡者49名、関連死の方も14人あり、5万人以上の方が今も避難生活を余儀なくされています。お亡くなりになられた方のご冥福と1日も早い復興を心より願わずにいきれません。何もできない自分の無力さを痛感するとともに被災地に赴きボランティア活動に取り組まれている人たちに頭がさがる思いです。

さて、長崎市介護支援専門員連絡協議会も平成12年7月に創立されてから、16年目を迎えました。創立の際事務局として関わらせていただきましたが、当時と比べ会員数も27年度は570名を超えました。ますます、介護保険制度の運営が厳しくなる中、会員の皆様と協力しながら、高齢者支援に一層頑張らなければなりません。しかしながら介護支援専門員を取り巻く状況はますます厳しいものとなっています。介護支援専門員としての将来に不安を感じるという言葉もよく聞きます。今後、ケアプラン作成についても1割負担を導入しようという意見や、軽介護者が介護保険サービスから外れることから、利用者の確保が難しくなるのではないかと医療との連携強化による、煩雑な書類作成、整備、医療サービスが開催する会議等への参加など業務が増えるため、利用者に向き合う時間が少なくなる。今後、一人暮らしや高齢者世帯、認知症高齢者が増加していくなかで、介護支援専門員の負担は増えていくことが予想できます。社会的評価も低いなかで、今後も介護支援専門員という仕事を続けることの不安を多く聞きます。しかし、介護支援専門員を頼りに生活されている高齢者や家族もいますので、弱音ばかりを言ってもいきれません。高齢者支援の役割を果たしていくのは“介護支援専門員なんだ”という気持ちを強く持って頑張っていきましょう。この課題を解決するために当協議会は、会員同士の資質向上や連携強化と行政との調整を行い、高齢者支援の充実を図っています。平成28年度は役員改正の年で、新しい役員でより一層活動に励んでいきます。会員の声を収集しながらしっかりと活動を図っていただけることと信じております。会員一人ひとりがしっかり当協議会活動に参加していただき、役員を支えていただきますよう心よりお願い申し上げます。

私もこのたび役員を退任させていただきますが、会員の皆様には本当にお世話になりました。今後も皆様がますますご活躍されますことをお祈りいたします。

協議会の“礎”を担い、今日まで、盛り上げていただきました。

本当に

お疲れ様でした。

感謝

ケアマネかわら版

「秋に続き春！」

ペンネーム 2年B組

桜の季節も過ぎ、山々には新緑が芽生え、日々、過ごしやすい季節となっております。
新年度を迎え、ケアマネの皆さんも普段の業務以上に忙しい日々を過ごされているのではないですか？
私がこのコラムを書かせてもらうのも今回が2回目。今回は「秋」をテーマにしたため、今回は桜の季節は過ぎましたが、春について雑学を取り上げたいと思います。

「春」といえば、やっぱりお花見。そのお花見を広めたのは、江戸幕府第8代将軍、徳川吉宗。当時、庶民は皆貧しい生活を強いられており、それに耐えかねた者が放火や騒動を起こすことも少なくなかったようです。ご存知、「暴れん坊将軍」こと吉宗は、庶民が日頃のうっぷんを発散できる娯楽が必要と考え、花見を世に広めたとの事です。なぜ桜だったのかというと、桜は必ず下を向いて咲くから、だそうです。

そしてこの季節になれば、寒さも和んでバスや電車、公園のベンチ等でうたた寝する人も良くみかけます。しかし、春にうたた寝が多いのは、どうやら気候がいい事だけが理由ではないようです。一説によると、それは冬眠から目覚めたために生じる反動だそうです。冬眠といえば、クマやヘビを思い出します。彼らは穴に閉じこもり、じっと眠ったまま冬を越します。ですが私たち人間は冬の間も起きたままで、せせと働いたり勉強したりしています。実を言うと、私たち人間も冬眠こそしませんが、体の方は冬眠する体制に入っているのです。寒い時期に縮まってエネルギーの消費を抑え、蓄えていた毛細血管が張っている状態になりその体制が解除されて全開になり、エネルギーがどんどん供給・消費されるようになります。その疲労のために、春先は特に居眠りしがちになるのだそうです。この冬眠現象は、ヒトが進化するずっと前の、まだ冬眠する習性があった頃の名残りと言われています。

パソコンと向かい合っている間や会議中についつい眠くなってしまう人も多いと思いますが、そんな時は習性に逆らわず、お昼休みにでも少し「冬眠」してみてもいいのでは？

「ケアマネの醍醐味って？」

こんにちは。ケアマネを始めて十数年たちました。

改正も数度繰り返され、制度を理解した時には又改正と言う状況の中で、平成 28 年度からはケアマネージャの力量を試されることになりそうで、自分を振り返りながら不安に揺れ動く今日この頃です。ケアマネージャの醍醐味は何なのでしょう？人の為に働く！関わる人の笑顔を見たい。役に立つ人になる。人脈を広げる。Etc...とら、Etc...とら。

楽しい思い出よりも、つらい思い出が甦りながら、まだケアマネを続けているのは「笑顔で楽しげに話される、利用者・家族に合えること」にたどり着く。定期的な訪問を終了後、自分自身を振り返り、「私は利用者の思いを十分理解し、適切なサービスに結びつけているのか！」「自分の事に置き換えてみた時、本当にこれで良いのか」皆さんは定期的な訪問後どう感じられています？

「風に吹かれ...」

今年も待ちに待った暖かい春が来ました。

服も薄くなり、体も軽くなり、少し陽気が良いと何処となく出かけたくなる小春日和。さくら・菜の花・蓮華草、蝶に蜂、燕に鶯。寒くて花見は出来なかったけど、暖かい陽気に導かれて何処かに飛んでゆきたいですね～タンポポの様に風に吹かれてふわふわと。

しかし、現実には厳しい春が始まったようです。

ケアマネの質の向上を目指して、研修内容が大幅に見直され、時間を費やし、支払う金額も大きいようです。主任ケアマネを取得されている方は、本来国が求めている、主任ケアマネに相応しい人材育成の更新研修が開始されます。更新研修を受ける為の条件要項もありますので、該当する方はご確認を・

そして、必要な研修を4回受講する必要の方もおられると思います。今までの主任ケアマネの研修とは大幅に違っているようですので、受講希望者ガンバレ～

「高齢者安心火災警報器給付事業」について

文責：長崎市淵地域包括支援センター 森 笑子

近年、高齢者世帯の方の住宅火災が増え、社会問題となっております。高齢者の方が安心して在宅で住み続けることができるよう、長崎市では平成27年10月より新しい給付事業が開始されました。

高齢者安心火災警報器は、

- ①火災発生時に、住宅用火災警報器からの警報を受診して音を発し火災発生を屋外へ知らせる。
- ②屋内の方へ警報を発し、合わせて屋外に設置するブザーも警報を発する仕組み。

機器の仕様及び工事について

装置は、火災警報器、警報ブザー（ランプ付き）と移報接点アダプタで構成されます。

《大きさ》

高さ20cm、幅10cm、奥行き9cm程度

《工事》

屋外設置の為。壁に穴をあける電気配線工事が必要

《音の大きさ》

70デシベル以上の音量

（掃除機の音や電車のベル程度）



ご利用者の安心した生活を確保するために、ご活用ください。

※給付を受ける際は、長崎市高齢者すこやか支援課へ

※本事業は福祉の観点と火災予防の観点により消防局と協力事業です。

事務局 便り...

「会員更新を！」

新役員として、新たな協議会がスタートとなります。事務局として、協力できることは協力してまいります。

会員の皆様方においても、今年度の会員更新について、お手続きいただき本協議会の発展にご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。



編集後記...

「熊本・大分に光あれ！」



ケアマネちゃんぽんいかがでしたでしょうか？

東日本大震災で漸く復興に向けて光が見えてきたさなかに先日熊本・大分で震災がありました。九州は地震とは縁遠いと高を括っていました。被災地が隣県であり、訪れたこともある土地も無残に崩されてしまい心が押しつぶされる気持ちがします。まだ余震も収まっておらず、早期の沈静化を切に願います。

トピックスで取り上げた通り、防災に対する意識は高くなっていると思います。ご利用者を守るケア並びに情報やシステムの確立が求められると感じております。文責：田羽多 暁

	ブロック長	副ブロック長
南部	榎本 哲子 (青葉苑)	大町 由里 (さんわケアプランセンター) 志岐美津子 (恵珠苑 居宅介護支援事業所)
中央	戸村 孝章 (㈱メディカルネットワーク)	松尾 史江 (ケアプランセンターゆめライフ) 井上 明紀 (こころケアプランセンター)
北部	神村 紀行 (ケアプランセンター滑石)	吉川 光義 (光風台病院) 迫 久美子 (ケアサポート春) 吉田 裕 (指定居宅介護支援事業所 サンハイツ)
施設	碓野 優子 (GH サンハイツ青山)	野濱 真悟 (介護付有料老人ホーム サンハイツ富士見)

編集委員会

委員長：和田 公一 (リエゾン長崎)

委員：田羽多 暁 (長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社)

森 笑子 (長崎市淵地域包括支援センター)

上原しのぶ (長崎県看護協会ケアプランセンター)

畦倉 修二 (ケアプランセンター日見やすらぎ荘)

松尾 智香子 (長崎記念病院指定居宅介護支援事業所)

深堀 登 (特別養護老人ホーム 永寿園)